広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市役所 総務企画課
電話 大代表（2）2111番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口動態

（昭和43年1月末日現在）

人口	56,913
世帯数	12,349

（1月中）

出生	75	死亡	35
婚姻	29	離婚	3
転入	122	転出	129

『能代川改修と新津市』

三大局的見地からご協力を三

七・一七水害、八・二八水害と連続して大きな災害に見舞われた新津市を、今後どうやって災害のないまちにつくりあげていくか、国、県、市、市議会はいまこの問題としんけんにとりくんでいます。

市議会では、能代川の改修について国、県の方針を全面的に支持することを決議しています。

能代川の改修は県工事として行なわれるものですが、地元としての問題点は非常に大きなものがあります。

しかし、市の将来を考え、一日も早く災害のないまちにするためには、大局的な見地から市民各位のご理解とご協力を得なければ、その実現は望めません。

「能代川の改修と新津市」この大きな問題を改めて考えてみるため、川の概況、改修経過と災害の原因、そして新改修計画の構想など、能代川に関する全ぼうをお知らせします。

能代川の概況

荻曽根川など支流は七つ

能代川は信濃川水系に属する一級河川です。

しかし、建設省が直接管理する河川ではなく県知事が管理する河川です。

上流端は、村松町上戸倉の地先、高浜橋となっていますが、流域面域としては、はるかに山地をかぞえる必要があります。

下流端は荻島地内の小阿賀野川を合流する地点で、延長は三万二千八百三十三メートル、支流は次の七カ所です。

（）内の数字は全長、単位はメートル

荻曽根川（六千五百）
後田川（二千八百）
宮古川（三千）
滝谷川（八千百）
辻川（三千百）
牧川（六千五百）
五部一川（三千五百）

能代川は新潟平野の中央部を流れ、屈曲がはなはだしく、そのためか勾配がゆるやかで下流部では三千分の一〜四千分の一くらいの勾配といわれています。

流域は山地で七十四、九平方粁、平地で四十八、八平方粁となっています。

今までの改修経過

能代川は県下の中小河川の中でも、極めて危険度の高い川で、戦後、昭和二十二年から改修工事が行なわれてきました。

しかし、二十年を経た現在でも、進捗率はわずか約二十パーセントにしか達しておらず、その理由としては、急流河川でないため出水はひどくとも公共施設の被害が比較的すくなかった歴史と、加治川や五十嵐川のように被害を受けた河川に重点的に経費がつぎこまれた結果が重なったのではないかと考えられます。

災害発生の原因

当初の改修計画は、昭和二十二年にたてられたもので、その概要は一日雨量を百八十二%として計算し、最大流量は三百五十トンでした。（一日雨量百八十二%は大正六年から当時までの観測結果の最大値、昭和五年八月の実績をとったもの）

この三百五十トン計画にしたがって二十年間で約二十パーセントの改修を終ったわけですが、八、二八水害の際の雨量は、一日三百一%（五泉）で過去に例のない降雨であったため被害が大きくなったことが考えられます。

次に沿線の土地条件は土地改良の進捗、環境整備など、社会開発が活発に進み、河川への排水時間が短縮されてきていることがあげられ、さらに改修事業が上流地域で多く行なわれてきた影響も大きいのではないかと考えられます。

七・一七水害、八・二八水害は、以上のような条件が重って発生したものと考えられています。

◇　◇

市街地は分流

新改修計画の構想

八・二八水害の日雨量は昭和二十二年にたてられた基準を大きく上まわり当初の改修計画の基礎を根底からくつがえしました。

住民の生命、財産保護のために、管理者（県知事…担当課は河川課…出先機関は新津土木事務所工務一課）は、今後の改修計画を日雨量三百%におき、最大流量千二百トンと定めて当初の改修計画を改め、新規に事業を起こすことにしました。

この構想の中でとくに注目されるのは、市街地を貫流する部分を分流方式で解決しようとしていることです。

なぜ分流方式がとられたかは、

一、現在の能代川の支流のうち、新津に一番近い荻曽根川（五泉地内）附近の流下能力は、三百トンといわれていますが新津地内に入り、滝谷本町から市街地にかけてはおおむね百五十トン〜二百トンの流下能力しかないと概算されます。

このため市街地で甚大な被害を出したわけですが、市街地の能代川沿線には古くから日宝町、新町など、住宅地がひらけており、改修計画による市街地附近の川巾が百五十メートル位必要となっているため、現在の川巾の三〜四倍近い面積を必要とし、人家の移転は膨大なものになることが予測されます。

結局、職業の問題、移転の補償問題などを考えると、とても市街地内の拡巾は困難です。

二、現在新津市は、鉄道と能代川にはさまれ、発展の余地がないといわれているのに、さらに川巾を拡げることは、新津市の将来の発展を阻害することになると考えられます。

三、川巾を拡げるまでもなく、堤防を高くすることによって災害をさけることができるという論もあるようですが、本来、治水に対する考え方は、水が溢れても被害が最少限で済むということでなければならない立前からして困難です。もし、この堤防嵩上げで解決したとして、将来三百%を超えるような降雨があった場合、新津市の被害は想像するだけでも恐ろしいことになります。

四、水の流れは、直線であることが最も好ましいことは当然ですが、九十九曲川といわれる能代川の中で市街地に入って西側にエプロン型に大きく彎曲している型は、どうしても是正する必要があります。

こうしたことから分流方式がとられましたが、分流するとしても、どこからどこへ分流するかは大きな問題です。

先づ、能代川を小口地内あるいは大関地内から新郷屋附近に阿賀野川に直線に分流することができれば最短距離ですが、阿賀野川の河床が能代川よりはるかに高いため不可能です。

こうしたことで、大関附近から飯柳、柄目木、金沢町、新町の裏を通り、下興野地内で本流と合流させようとする分流の考え方で、羽越線から下流についてはすでに法線が決定され、上流部分についても細部の検討が急がれている段階です。

◇　◇

当面の改修方針

暫定五カ年計画で

新計画を実現するためには、現在の価格で約七十億円から八十億円位の予算が必要であると試算されていますが、この膨大な経費を一挙に予算化して推進することは困難なことです。

しかも、千二百トン計画は、上流部の改修がすべて終った時点での流量ですから、当面、災害を受けている地域のことを考えると、どうしても暫定計画が必要になります。

そこで五カ年の暫定計画がきめられたのですが、この概要と新計画は下記のとおりです。

能代川改修計画概要

1，計画概要と算定基礎

1）流域面積	山地　74.9km²	平地　48.8km²	計　123.7km²
2）計画日雨量	300mm		
3）流出率	山地　0.8	平地　0.65	
4）計画高水流量	1,200m³/s		
5）改修延長	29.2km		
区間	村松町蒲原鉄道橋〜旧信濃川合流点		
6）洪水到達時間	2.69hr		

7）流量配分図

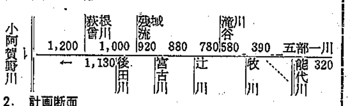

2．計画断面

1）小阿賀合流点附近

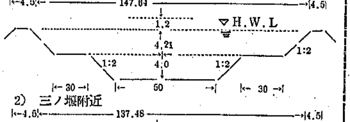

2）三ノ堰附近

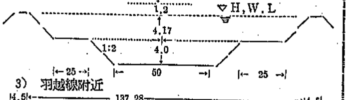

3）羽越線附近

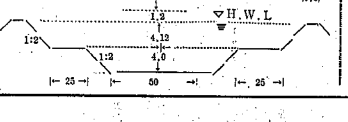

3　暫定計画

㈠概要

市の現況から市街地拡巾をさけ、全体分流方式の計画を遂行するが、これと併行して暫定流量（三百五十トン）を流下させるべき処置を考慮する。

㈡当面の施行方針

(イ)分流部分の早期通水を行なう（中流部暫定断面三百五十トンに見合う第一次断面）

(ロ)通水までに羽越線から下流部の暫定断面を整備する。

(ハ)分流部の用地取得は千二百トン断面を確保する。

(ニ)下流部の用地取得は第一段階として暫定断面を確保し、第二段階として狭隘カ所、引堤部を千二百トン断面で行ない工事を施行する。

㈢施行順位

(イ)三の堰の撤去

(ロ)結、川口地内の狭隘部の改修

(ハ)小阿賀との合流点の改修

(ニ)三の堰下流中州の除去

注　三の堰の撤去は、農林省用水事業、および付帯県営事業の推移と関連するのでこれと併せて行なう。

◇　◇

一月臨時市議会

昨年の十二月定例市議会で所管の常任委員会に付託され、その後閉会中に審査が続けられていた、昭和四十一年度新津市一般会計の決算、および国保特別会計の決算が、一月二十六、七日に開かれた一月臨時市議会で正式に認定されました。

一般会計は、才入、十億三千七百七十七万二千八百三十三円、才出、十億二千七百九十万六千四百九十五円、差し引き九百八十六万六千三百三十八円の黒字となっています。

また、国保特別会計も才入、一億六千八百四十万七千六十五円、才出、一億五千八百二万四千六百三十三円で、差し引き、一千三十八万二千四百三十二円の黒字でした。

この他、特別会計の公益質屋整理資金費、ならびに、と畜場整理資金費もそれぞれ認定されました。

一般議案で決定されたものは次のとおりです。

四十一年度決算を認定

一般会計 国保会計 とも黒字

選管委は全員再選

○新津市選挙管理委員会委員、および同補充員の任期が四十三年一月二十三日に満了したことにより、選挙（指名推せん）の結果次のかたがたが当選しました。

◇選挙管理委員、石崎石衛（北上、再）海津幸一（東島、再）古川光三郎（新町、再）五十嵐金吾（市新、再）

補充員、真柄慎平（柄目木、再）大泉勘一郎（七日町、新）川島恕二（栗宮、再）平野栄三郎（車場、新）

○新津市隔離病舎条例の廃止について

隔離病舎は十一月に小須戸町との事務組合が設立され、小須戸町の県立病院に併設されたので、じゅう来の条例が廃止になりました。

○ほかに市税条例の一部改正と四十二年度一般会計の補正予算の決定がありました。

○このほか継続審査中の、住居表示実施案の変更請求（広報前月号に掲載）については、二月二十三日午前十時から記念公会堂で公聴会が開かれ、その後の総務文教委員会で審査されましたが、最終的な議決は三月定例市議会になる予定です。

○請願で今回採択されたものは、日宝町から出されている「能代川改修に関する請願」一件だけですが、能代川に関する請願関係では、ほかに分流案に関して賛成、または反対のものが十件、建設委員会に付託され継続審査になっています。